

## 共通規定

### 第1条 ((『しがぎん』Biz ダイレクト)

#### 1 . 『しがぎん』Biz ダイレクト

『しがぎん』Biz ダイレクト(以下「本サービス」といいます。)とは、契約者(以下「お客さま」といいます。)が株式会社滋賀銀行(以下「当行」といいます。)に対し、パーソナルコンピュータ(以下「パソコン」といいます。)および電話により『しがぎん』Biz ダイレクト利用規定所定の取引、サービス提供の依頼を行い、当行がこれに対応する取引とサービスの提供を行うこと、およびお客さまからの事前申込に基づき、当行がお客さまの届出口座の取引明細をお客さまが届出たFAXに通知するサービスをいいます。

#### 2 . ご利用対象者

当行に普通預金口座または当座預金口座をお持ちの方は、『しがぎん』Biz ダイレクト利用規定(以下「本規定」といいます。)を承諾のうえ本サービスを利用することができます。

#### 3 . ご利用時間

本サービスの取扱日および取扱時間は、当行所定の日および時間内とします。

なお、取扱日および取扱時間は取引により異なります。

#### 4 . 使用できる機種

本サービスに利用できる機器は、当行のホームページ上でご確認ください。本サービスに使用する機器等は、お客さまの負担および責任において準備し、本サービスの利用に適した状態および環境に設定維持するものとします。

本サービスは使用する機器および利用形態により、インターネットバンキングサービスおよび電話照会サービス、取引明細FAX通知サービスに区別され、お客さまは、以下の各条項を承諾のうえ利用するものとします。

当行のホームページアドレス <http://www.shigagin.com/>

#### (1)インターネットバンキングサービス

お客さまのパソコン等による依頼に基づき、当行所定の取引を行うことができるサービスをいいます。インターネットバンキングサービスには、基本サービス・データ伝送サービス・外為サービスがあります。インターネットバンキングサービスをご利用される場合、基本サービスは必ず申込をしてください。なお外為サービスを利用する場合は別途定める『しがぎん』Biz ダイレクト外為サービス利用規定を承諾のうえ利用するものとします。

#### (2)電話照会サービス

お客さまの電話による依頼に基づき、当行所定の取引を行うことができるサービスをいいます。

#### (3)取引明細FAX通知サービス

お客さまの事前のお申込みに基づき、届出口座の取引明細をFAX通知するサービスをいいます。

### 第2条 (利用申込)

#### 1 . 申込書の届出

お客さまは本サービス利用の申込に際して、本規定、その他関連諸規定の内容を承諾のうえ、『しがぎん』Biz ダイレクト利用申込書(以下「申込書」といいます。)に必要事項を記載して、当行に提出してください。

#### 2 . サービス管理者とサービス利用者の届出

お客さまはインターネットバンキングサービスの申込に際して、お客さまを代表する管理者(以下「サービス管理者」といいます。)と本サービスの利用に関するサービス管理者権限を一定の範囲で代行する利用者(以下「サービス利用者」といいます。)を当行所定の方法により届出てください。

#### 3 . 申込の承諾

当行は、申込書の記載内容に不備がないことを確認のうえ、インターネットバンキングサービスの申込を承

諾するときは、サービス管理者に対して、取引時にお客さま本人であることを確認するために必要な契約者番号および初回ログインパスワードを郵送にて通知します。ただし、当行は、お客さまのお取引実績、業務内容等を適宜総合的に判断のうえ、本サービスのお申込みを承諾しない場合があります。

#### 4 . 到着確認

サービス管理者は前項に定める郵便物の到着後、速やかに『しがぎん』Biz ダイレクトヘルプデスクあて受領したことを電話連絡してください。インターネットバンキングサービスの利用開始は『しがぎん』Biz ダイレクトヘルプデスクへの電話連絡後とします。

#### 5 . 申込書の不備

提出された申込書に不備があった場合には、改めて申込書のご提出をお願いすることがありますが、当初提出された不備申込書につきましては、当行の判断により、届出住所への返送・廃棄その他適宜の処理をさせていただきます。

### 第3条（サービス管理者およびサービス利用者）

#### 1 . サービス管理者の変更

サービス管理者の変更またはサービス管理者に関する登録内容の変更は、速やかに当行所定の書面により届出てください。当行は、当行内での変更登録作業完了までの間、サービス管理者に関する変更がないものと見なすことができるものとし、万一、これによってお客さまに損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

#### 2 . サービス利用者の管理

サービス管理者は、サービス利用者が退職等により本サービスにかかる取引を行う必要がなくなった場合は、即刻『しがぎん』Biz ダイレクトヘルプデスクにお届けください。この届出に対し、当行は当該サービス利用者の登録を抹消し、利用停止の措置を講じます。当行への届出前に生じた損害について、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

#### 3 . 登録内容の変更

サービス利用者およびサービス利用者に関する登録内容の変更は、当行所定の書面により申出てください。当行は、当行内での変更登録作業完了までの間、サービス利用者に関する変更がないものと見なすことができるものとし、万一、これによってお客さまに損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

#### 4 . 事故届等

サービス管理者は電話によりサービス利用停止の届出を行うものとします。

（注）「サービス利用停止」とは、一時的に本サービスにかかる全ての取引をできなくすることをいいます。また、当行は、第5条に定める方法により本人確認を行った後に、サービス管理者からの電話により次の届出を受けるものとします。

(1) サービス利用者の登録抹消

(2) 総合振込および即時資金移動で使用する差引計算用振込手数料の登録

(3) サービス利用停止解除

(4) サービス利用者の操作間違いによる利用自動停止の解除

(5) サービス利用者の権限変更

### 第4条（利用口座および申込内容の変更）

#### 1 . 利用口座の届出

お客さまは本サービス利用申込時に、次の取引口座を当行所定の書面により届出てください。

(1) サービス指定口座

当行国内本支店に開設されたお客さま名義の口座とし、本サービスにかかる各種照会口座、取引明細FAX通知口座、振込・振替、ペイジー（税金・各種料金支払）等の引落指定口座および振替資金等の入金口座。

お届けいただくサービス指定口座の口座数は、当行所定の数を超えることはできません。

なお、営業所名、支社名および支店名等が異なる場合は、同一法人であってもサービス指定口座に指定することはできません。

#### (2) 申込代表口座

サービス指定口座のうち、取引に主に使用する口座(以下「申込代表口座」といいます。)

本サービスにかかる当行への各種届出書類には、申込代表口座のお届印を使用してください。

なお、申込代表口座は変更できないものとします。

#### (3) 基本手数料引落口座

インターネットバンキングサービス(外為サービスを含む)および取引明細FAX通知サービスの基本手数料を引落す口座。

原則として、基本手数料引落口座と申込代表口座の取引店は同一店としてください。

#### (4) 手数料引落口座

インターネットバンキングサービスのデータ伝送サービス利用による振込手数料および口座振替手数料を引落す口座。

原則として、手数料引落口座と申込代表口座の取引店は同一店としてください。

#### (5) 資金決済口座

インターネットバンキングサービスのデータ伝送サービス利用による振込資金および地方税納入の資金決済口座または、口座振替の代金回収資金を入金する口座。

原則として、資金決済口座と申込代表口座の取引店は同一店としてください。

### 2 . 申込内容の変更等

ご利用口座(申込代表口座を除く)の追加・削除およびその他申込内容の変更については、当行所定の書面によりお届けください。

但し、取引明細 FAX 通知サービスにかかる次の事項については、第5条に定める方法により本人確認ができた場合、電話にて変更手続きを受け付けるものとします。

#### (1) FAX 通知番号

(2) 取引明細通知口座の追加、削除。但し、サービス指定口座に登録済みの口座に限ります。

(3) 通知対象、通知方式、通知形式

(4) サービスの解約

### 第5条 (本人確認)

本サービスの利用に際して、当行はお客さまご本人の確認を次の方法で行うこととします。

#### 1 . パスワード

お客さまは、本サービスの利用に際して、契約者番号、利用者ID、ログインパスワード、確認用暗証番号および電話照会パスワードを使用することとします。お客さまが本サービスの利用を開始するときは、当行から通知した初回ログインパスワードを当行所定の方法により必ず変更してください。なお、ログインパスワードは利用開始後も、お客さまのパソコンから随時変更することができます。

#### 2 . 本人確認手続

##### (1) インターネットバンキングサービス

お客さまがインターネットバンキングサービスを利用するときは、契約者番号、利用者ID、ログインパスワード(以下「パスワード等」といいます。)をパソコン等により当行に送信するものとします。当行は送信されたパスワード等がお届けのパスワード等と一致することを確認することにより、本人確認を行います。お客さまが資金移動取引およびデータ伝送を行う際にはパスワード等に加え、あらかじめお客さまがお届けの確認用暗証番号と一致することを確認することにより、本人確認を行います。

##### (2) 電話照会サービス

お客さまが電話照会サービスを利用するときは、電話照会パスワードを電話により当行に送信するものとします。当行は送信された電話照会パスワードがお届けの電話照会パスワードと一致することを確認することにより、本人確認を行います。

### (3)その他

当行所定の届出内容の変更・サービスの解約・一時的な中止・再開の依頼を電話で受付ける場合、当行は、お客さまが電話により送信された契約者番号およびサービス管理者の確認用暗証番号または電話照会パスワードと当行が付与した契約者番号およびお客さまがお届けの確認用暗証番号・電話照会パスワードと一致することを確認することにより本人確認を行います。

### 3 . 免責

当行が前項の方法に従って本人確認をしたうえは、契約者番号、利用者ID、ログインパスワード、確認用暗証番号、電話照会パスワードにつき不正使用その他事故があっても、当行は当該取引を有効なものとして取扱うものとし、万一これによってお客さまに損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

## 第6条（パスワード等の管理）

### 1 . パスワードの管理

本人確認で使用する電話照会パスワード、確認用暗証番号およびパスワード等は、厳重に管理し、他人に教えたり、紛失・盗難に遭わないよう十分に管理してください。電話照会パスワード、確認用暗証番号およびパスワード等の失念や、他人に知られた場合は、速やかに当行に届出てください。この届出に対し、当行は利用停止の措置を講じます。当行への届出前に生じた損害について、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

なお、本サービス利用時の本人確認手続時以外に、当行からお客さまに電話照会パスワード、確認用暗証番号およびパスワード等をお聞きすることはありません。

### 2 . パスワードの誤り

サービス利用者が電話照会パスワード、確認用暗証番号およびパスワード等の入力を当行所定の回数を連続して誤った場合は、当行は当該サービス利用者の利用を停止します。

### 3 . パスワード等の定期的な変更

(1)利用者ID、確認用暗証番号および電話照会パスワードを変更するときは、『しがぎん』Bizダイレクトヘルプデスクに連絡してください。『しがぎん』Bizダイレクトヘルプデスクから当行所定の書面を送付しますので、その書面によりお届けください。

(2)ログインパスワードを変更するときは、お客さまのパソコンから当行所定の操作方法で変更してください。

(3)利用者IDおよび確認用暗証番号を変更するときは、当行所定の書面によりお届けください。

### 4 . パスワード等の失念

(1)お客さまが契約者番号、利用者ID、ログインパスワード、確認用暗証番号、電話照会パスワードを失念、紛失または盗難に遭った場合には、速やかに『しがぎん』Bizダイレクトヘルプデスクに届出てください。

(2)前項の届出に対し、当行は利用停止の措置を講じます。この届出前に生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

### 5 . パスワード等の再発行

利用者ID、確認用暗証番号を失念、紛失または盗難の場合は、初回ログインパスワードを再発行します。

なお、契約者番号および初回ログインパスワードを再発行する場合は、当行所定の手数料をいただきます。

## 第7条（取引の依頼）

### 1 . 取引の依頼方法

本サービスによる取引の依頼は、第5条に基づく本人確認後、お客さまが取引に必要な所定事項を画面上で

の確認ボタン等のクリックなど当行の指定する方法により正確に当行に伝達することで行うものとします。

## 2 . 依頼内容の確定

当行が本サービスによる取引の依頼を受付けた場合、お客さまからの依頼内容をパソコン画面上に表示しますので、その内容が正しい場合には、画面上の確認ボタン等のクリックなど当行の指定する方法で確認した旨を当行に回答してください。この回答が各取引に必要な当行所定の時間内に行われ、当行が受信した時点で当該取引の依頼内容が確定するものとします。

## 第8条（資金決済）

### 1 . 資金の引落

お客さまが指定するサービス指定口座より資金の引落を行う取引については、取引依頼が確定した後、当行は振込・振替、ペイジー（税金・各種料金支払）、総合振込、給与振込、地方税納入の各決済資金および振込手数料、または各種手数料をお客さまが指定する預金口座より、各種預金規定にかかわらず預金通帳および預金払戻請求書・当座小切手等の提出を受けることなく引落すこととします。

2 . 前項の引落ができなかった場合、当行はお客さまからの振込等の依頼がなかったものとします。

## 第9条（取引内容の確認）

### 1 . 取引内容の確認

(1)お客さまは本サービスによる取引について、取引が成立していることをパソコンから確認するとともに、速やかに各預金通帳への記帳、当座勘定照合表等により取引内容を確認してください。万一、取引内容、残高に相違がある場合は、直ちにその旨を当行に連絡してください。なお、本サービスによる取引について、当行はその取引完了後に当該取引の明細を記載した書面の交付は行いません。

(2)パソコンで振込・振替、ペイジー（税金・各種料金支払）、データ伝送による振込取引を行った場合は、その事実を電子メールにて届出のあるメールアドレス宛に通知しますので直ちに取引内容を確認してください。なお、メールアドレスの届出のない場合、届出のメールアドレスに誤りがある場合等、当行の責めによらない不着の場合でも、通常到達すべき時に到達したものとします。

### 2 . 取引の記録

当行はお客さまからの電話による依頼・指示内容はすべて録音し、また、パソコンによる指示内容はすべてコンピュータで記録し、相当期間保存します。

本サービスによる取引内容について、疑義が生じた場合には、当行での録音内容およびコンピュータの記録内容を正当なものとして取扱います。

## 第10条（届出事項の変更等）

1 . 印鑑、名称、住所、電子メールアドレス、FAX番号その他届出事項の変更がある場合は、各種預金規定およびその他の取引規定に従い、速やかに当行にお届けください。

この届出前に生じた損害について、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

2 . 前項の届出がなかったために、当行からのFAXによる取引明細等の通知または、送付する書類が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものと見なします。

## 第11条（利用手数料）

### 1 . 基本手数料の引落し

本サービスの利用にあたっては、当行所定の基本手数料(消費税を含みます)をいただきます。この場合、当行は当該手数料を各種預金規定にかかわらず、預金通帳、預金払戻請求書、当座小切手等の提出を受けることなく、お客さまが当行に届出た基本手数料引落口座から当行所定の日に引落しするものとします。

2 . 基本手数料等の引落の取扱いについては、領収書等の発行はいたしません。

### 3 . 取引明細 FAX 通知サービスにかかる手数料

取引明細 FAX 通知サービス利用にあたっては、当行所定の手数料（消費税を含みます）をいただきます。本手数料は FAX 通知対象口座数により異なります。

#### 4 . 振込手数料・ペイジー（税金・各種料金支払）にかかる手数料

本サービスを利用して振込をする場合、当行所定の振込手数料(消費税を含みます)をいただきます。また、本サービスを利用してペイジー（税金・各種料金支払）での支払をする場合もお客様からの依頼内容により当行本支店の店頭に掲示した所定の振込手数料(消費税を含みます)をいただきます。基本サービスによる振込またはペイジー（税金・各種料金支払）にかかる手数料は、支払指定口座から振込、払込みの都度引落します。データ伝送サービスによる振込の場合は、振込の都度手数料引落口座から引落すか、または1ヶ月分をまとめて引落すか選択してください。

#### 第12条（海外からの利用）

本サービスは、国内からのご利用に限らせていただきます。

#### 第13条（サービス内容、利用手数料または本規定の変更）

1 . 本サービスに今後追加される取引メニューについて、契約者は申込なしに利用できるものとします。ただし、当行が指定する一部のメニューについてはこの限りではありません。

2 . 当行は本規定の内容を変更日の1ヶ月前までに当行のホームページに掲載することにより、任意に変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い取扱うものとします。当行の任意の変更によって損害が生じた場合であっても、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

#### 第14条（秘密保持）

1 . お客さまは本サービスに伴って知得した当行および第三者の秘密情報を秘密に保ち、第三者に漏洩しないものとします。

2 . お客さまが当行より入手したソフトウェア等を第三者に譲渡、ライセンス、貸与その他の方法により使用させること、または開示提供することを禁止します。

3 . 当行の提供するソフトウェア等の複製および改変を禁止します。

#### 第15条（免責事項）

1 . サービス利用申込の際、押印された印影と届出の印影を相当の注意をもって当行が照合し、相違ないと認めて取扱いしたうへは、それらの書類につき、偽造・変造その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

2 . パスワード、暗証番号等について、盗用または不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

3 . 災害等による免責

次の各号の事由により、振込・振替資金やペイジー（税金・各種料金支払）資金の入金不能、取引明細のFAX通知の遅延、入金遅延等があっても、これによる損害は、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

(1)天災・火災・騒乱等銀行の責めに帰すことのできない事由、または裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由があったとき

(2)当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき

(3)当行以外の金融機関の責めに帰すべき事由があったとき

4 . 通信経路における取引情報の漏洩等

公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路において盗聴、不正アクセス、盗用等がなされたことによりお客さまの暗証番号、取引情報等が漏洩した場合、そのために生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

5 . お客さまが本規定に違反する行為、または、不正もしくは違法な行為によって当行に損害を与えた場合、当行はお客さまに対してその損害の賠償を請求できるものとします。

#### 第16条（譲渡質入れ等の禁止）

お客さまは本サービスにおける契約上の地位および権利、義務の全部または、一部を第三者に譲渡もしくは質入れ、その他第三者のために権利を設定することはできません。

#### 第17条（規定の準用）

本規定に定めのない事項は、当行が別に定める各種預金規定、当座勘定規定、振込規定等の各条項に従い取扱うものとします。各規定が必要なときは、当行本支店窓口または『しがぎん』Biz ダイレクトヘルプデスクにご請求ください。

#### 第18条（サービスの廃止）

当行はホームページ上の表示により1 ヶ月前までに予告することにより、本サービスを廃止することができるものとします。

#### 第19条（解約等）

##### 1．解約

本サービスの契約は、当事者の一方の都合で、いつでも解約できるものとします。

本サービスの契約が解約された場合は、本サービスで使用した契約者番号、利用者ID、ログインパスワード、確認用暗証番号、電話照会パスワードは全て無効とします。

2．お客さまからの解約の場合は、当行所定の書面を提出し、当行所定の手続をとるものとします。但し、取引明細 FAX 通知サービスに限り、第5条に定める方法により本人確認を行い電話にて受け付けできるものとします。なお、解約の届出は、当行の解約処理が終了した後に有効となります。解約処理完了前に生じた損害について、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

##### 3．当行からの解約通知

当行の都合により本サービスを解約する場合は、当行への届出住所あてに解約の通知を行います。その住所が事実と相違するなど、お客さまの責めに帰すべき事由によりお客さまに到達しなかったとき、または延着したときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

##### 4．申込代表口座・サービス指定口座の解約

(1)申込代表口座が解約されたときは、本サービスは解約されたものとみなします。

(2)サービス指定口座が解約された場合は、該当する口座に関する本サービスは解約されたものとみなします。

##### 5．サービスの利用停止

お客さまに次の各号の事由が一つでも生じたときは、当行はいつでもお客さまに事前に通知、催告することなく本サービスの一部または全部を停止することができるものとします。

(1)6 ヶ月以上にわたり、本サービスの利用がないとき

(2)パスワードの紛失、失念が度重なる等、第6条に定めるパスワード管理が杜撰である、あるいは第8条2項による無効な取引依頼が度重なる等、当行がサービス停止を必要とする相当の事由が生じたと、客観的に認められるとき

(3)FAX 番号の相違、機器の故障等の理由により当行所定の回数、取引明細を FAX 通知したが、正常に送信できなかった時

##### 6．強制解約

お客さまに次の各号の事由が一つでも生じたときは、当行はいつでもお客さまに事前に通知、催告することなく、直ちに本規定に基づく契約を解除できるものとします。この場合、本サービスに関し、お客さまの当行に対する未払い債務があるときは、その支払期限に拘らず直ちに当行に弁済するものとします。

(1)当行より郵送した契約者番号・初回ログインパスワードの郵便物が不着または「不在配達のお知らせ」の通知後、郵便局が定める保管期日までに郵便局に連絡されなかったとき

(2)所有する財産に差押、仮差押、仮処分、滞納処分もしくは競売の申立があったとき

(3)支払の停止、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始その他、今後施行される倒産処理法にもとづく倒産手続開始の申立があったとき

- (4)手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- (5)住所変更の届出を怠るなど、お客さまの責めによって、当行においてお客さまの所在が不明となったとき
- (6)当行に支払うべき所定の手数料の未払いが生じたとき
- (7)解散、その他営業活動を休止したとき
- (8)本規定に基づく届出事項について、虚偽の事項を通知したことが判明したとき
- (9)パスワード等を不正に使用したとき
- (10)本規定に違反したとき
- (11)本規定に定める義務の履行を怠ったとき

#### 7 . 手数料の払戻し

本サービスの契約期間の途中での解約、もしくは本サービスの全部または一部利用停止の場合も、日割りで利用手数料の一部を払い戻すことはいたしません。

#### 第20 条（損害負担）

当行およびお客さまは、それぞれの責めに帰すべき事由により生じた損害を負担するものとします。当行およびお客さまのいずれの責めによるか明らかでないときは、両方で協議して定めることとします。

#### 第21 条（契約期間）

本契約の当初契約日は、当行が申込書を受領し申込を受諾した日とします。当初契約期間は契約日から1 年間とし、契約期間満了までにお客さままたは当行から特に解約の申出をしない限り、契約満了の翌日から起算して1 年間継続されるものとし、継続後も同様とします。

#### 第22 条（合意管轄）

本規定に関する一切の訴訟は天津地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

### 基本サービス利用規定

#### 第 1 条（基本サービス）

お客さまが当行に届出のサービス指定口座の残高照会・入出金明細照会を行う「照会サービス」と、お客さまが当行および他の金融機関の国内本支店口座に振込を行う「振込サービス」、当行所定の収納機関に対し料金等の払込みを行う「ペイジー（税金・各種料金支払）サービス」およびサービス指定口座間の資金移動を行う「振替サービス」の4 つのサービスをあわせて、基本サービスといたします。

#### 第 2 条（照会サービス）

##### 1 . 内容

照会サービスとは、電話およびパソコン等によるお客さまからの依頼に基づき、当行がお客さまの本人確認をした後に、お客さまの指定する預金口座について当行所定の方法・範囲に従い、残高、入出金明細等の口座情報を提供するサービスをいいます。

##### 2 . 回答後の取消・変更

お客さまからの依頼に基づいて当行が回答した口座情報は、残高入出金等を当行が証明するものではなく、回答後であっても、必要により、当行が変更または取り消し等を行う可能性があります。このような変更または取り消しのために生じた損害について、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

#### 第 3 条（振込サービス）

##### 1 . 内容

振込サービスとは、パソコン等によるお客さまからの依頼に基づき、当行がお客さまの本人確認をした後に、お客さまの指定する預金口座より指定金額を引落しのうえ、あらかじめ当行に届出の預金口座への振込（以下「事前登録方式」といいます。）および、お客さまが振込の都度指定する当行の国内本支店または、他の金融機関の国内本支店口座への振込（以下「都度指定方式」といいます。）を行うサービスをいいます。

## 2 . 振込限度額

1日あたりの振込金額の上限は、事前登録方式および都度指定方式ごとに定める当行所定の限度額(以下「最高限度額」といいます。)以内で、申込書によりあらかじめお客さまが届出た金額の範囲内とします。なお、申込書に振込金額の上限の記入がない場合は、当行所定の限度額とします。なお、当行は変更日の1ヶ月前までに当行のホームページに掲載することにより、最高限度額を変更できるものとします。

## 3 . 振込先口座の確認

(1)お客さまの依頼に基づき、受付けた都度指定方式の振込は、振込依頼の内容と振込先金融機関の届出内容とを照合し、その照合結果をパソコンの利用画面へ表示し、お客様に確認いただいたうえで、振込依頼を受付けるものとします。

なお、振込先口座の確認機能は、金融機関の振込先口座の確認ができる共同システムに不参加の金融機関および振込先金融機関の事情等により利用できない場合があります。その場合は、振込依頼内容のまま処理をいたしますので、予めご了承ください。

(2)お客様からの依頼に基づき、受付けた事前登録方式の振込については、振込先金融機関の届出内容と照合せず、お客様の届出内容のまま処理をいたします。

(3)当行所定の回数以上連続で振込依頼が完了しない場合は、振込先口座の確認機能を停止する場合があります。振込確認機能の再開を希望される場合は、『しがぎん』Bizダイレクトヘルプデスクへ「サービス管理者」より届出てください。当行がやむを得ないと判断した場合は第5条に定める方法により本人確認を行い振込先口座確認機能を再開いたします。

## 4 . 振込指定日

振込指定日は、銀行窓口営業日(以下「営業日」といいます。)を指定してください。

## 5 . 取引の実施日

振込の実施日は原則として受付日当日とします。ただし、当行所定の時間内に取引依頼内容が確定しない場合は、振込の実施日は翌営業日とします。なお、振込資金は、振込の実施日が翌営業日の場合でも受付日に引落します。

## 6 . 振込依頼内容の訂正・組戻

(1)振込依頼内容の訂正や組戻(振込の取消)をする場合は、当行所定の方法により当行に依頼してください。この場合、当行所定の振込訂正依頼手数料(消費税を含みます)、組戻手数料(消費税を含みます)をいただきます。なお、当行への連絡の時期等によっては訂正や組戻ができないことがあります。

(2)組戻により、振込先金融機関から振込資金が返却された場合は、当該資金を引落した口座に入金します。この場合、振込手数料は返却いたしません。

(3)振込先金融機関が既に振込通知を受信している場合には、組戻できない場合があります。この場合にはお客さまが受取人との間で協議してください。

## 7 . 振込依頼内容の照会と振込資金の返却

(1)お客さまの依頼に基づき当行が振込先金融機関に発信した振込について、振込先金融機関から当行に対して照会があった場合は、当行からお客さまに照会することがあります。この場合には速やかにご回答ください。当行からの照会に対して相当期間内に回答がない場合、または回答内容が不適切であった場合、もしくは不在、転居等により当行からお客さまに電話連絡できなかった場合は、これによって生じた損害について、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

(2)振込先の口座がない等の事由により振込先金融機関から振込資金が返却された場合および当行が指定する期間内に照会に対する回答がない場合は、当行は当該振込資金を引落した口座に入金します。この場合、振込手数料は返却いたしません。

## 第4条 ペイジー(税金・各種料金支払)サービス

### 1 . ペイジー(税金・各種料金支払)サービスの内容

ペイジー（税金・各種料金支払）サービスは、お客さまのパソコン、携帯電話による依頼に基づき、当行が本人確認したうえでお客さまが指定する出金指定口座より払込資金を引き落とし、当行所定の収納機関に対し、税金、各種料金等の払込みを行う場合に利用できるものとします。

## 2．ペイジー（税金・各種料金支払）の上限金額

1日に依頼できるペイジー（税金・各種料金支払）の上限金額を利用者が設定することはできません。

## 3．取引の実施日

ペイジー（税金・各種料金支払）の実施日および資金の引き落とし日は受付日当日とします。

## 4．依頼内容の変更・取消

ペイジー（税金・各種料金支払）の依頼内容が確定した後は依頼内容を変更すること、または取消することはできません。

5．以下の各号に該当する場合は、ペイジー（税金・各種料金支払）での払込みはできません。

(1)受付時にペイジー（税金・各種料金支払）支払金額が出金指定口座より払い戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。資金確定しない手形、小切手等の金額は含みません。）を超えるとき。

(2)出金指定口座が解約済のとき。

(3)預金者より、出金指定口座からの支払停止届出があり、それに基づき当行が所定の手続を行ったとき。

(4)差押、法的整理、保全処分等やむを得ない事情があり、当行が当該口座の支払取引あるいは入金取引を不相当と認めたとき。

(5)お客さまからの払込依頼内容に関して収納機関から納付情報または請求情報について所定の確認ができない場合。

(6)その他当行が必要と認めた場合。

6．ペイジー（税金・各種料金支払）にかかるサービスの利用は、当行が定める取扱時間内としますが、収納機関の取扱時間の変動等により、当行の定める取扱時間内でも利用ができないことがあります。

7．当行は、ペイジー（税金・各種料金支払）にかかる領収書（領収証書）を発行いたしません。収納機関の納付情報または請求情報の内容、収納機関での収納手続きの結果等その他収納等に関する照会については、収納機関に直接お問い合わせください。

8．収納機関の連絡により、一度受け付けたペイジー（税金・各種料金支払）の払込みが取消となることがあります。

9．当行または収納機関所定の回数を超えて、所定の項目の入力を誤った場合は、ペイジー（税金・各種料金支払）の利用が停止されることがあります。この場合、必要に応じて当行または収納機関所定の手続を行ってください。

10．ペイジー（税金・各種料金支払）のお客さまからの払込依頼内容によっては、当行本支店の店頭に掲示した所定の振込手数料をいただきます。

## 第5条（振替サービス）

### 1．内容

振替サービスとはパソコン等によるお客さまからの依頼に基づき、当行がお客さまの本人確認をした後に、お客さまの指定する預金口座より指定金額を引落しのうえ、あらかじめ当行に届出の本人名義の預金口座（サービス指定口座）へ入金を行うサービスをいいます。

2．振替サービスの依頼後は、依頼内容の変更および取消は一切できません。

### 3．取引の実施日

振替の実施日は原則として受付日当日とします。ただし、当座預金への振替において、当行所定の時間内に取引依頼内容が確定しない場合は、振替の実施日は翌営業日とします。なお、振替資金は、振替の実施日が翌営業日の場合でも受付日に引落します。

## データ伝送サービス利用規定

### 第1条（データ伝送サービス）

#### 1．内容

データ伝送サービスとは、お客さまがパソコン等により、当行に「総合振込」「給与振込」「預金口座振替」「地方税納入」等の明細を伝送するサービスをいいます。

#### 2．申込手続

ご利用に際しては、当行所定の手続に基づいて申込むものとします。ただし、当行は、お客さまの取引実績、業務内容等を総合的に判断のうえ、本サービスのご利用を承諾しない場合があります。

### 第2条（総合振込）

#### 1．内容

当行はお客さまからの依頼によるデータ伝送サービスを利用した総合振込事務を受託します。なお、振込先として指定できる金融機関は、当行の国内本支店および当行の提携している他の金融機関の国内本支店とします。また、振込の受付にあたっては、当行所定の振込手数料(消費税を含みます)をいただきます。

#### 2．振込指定日

振込指定日は、銀行窓口の営業日を指定してください。

#### 3．振込依頼手続

総合振込の手続は当行所定の送信可能期限内に当行所定の方法で行ってください。当行所定の時間を過ぎたときは、振込処理ができませんのでご了承ください。なお、当行は変更日の1ヶ月前までに当行のホームページに掲載することにより、送信可能期限を変更することがあります。

#### 4．振込資金

振込資金は振込指定日の前営業日の16時までに資金決済口座に入金するものとします。

#### 5．振込手数料の差引計算機能

本サービスの総合振込には入力金額から振込手数料を差引いて振込金額を算出する機能があります。この場合に差引きする振込手数料は、お申し出がない場合は事業者向けのインターネットバンキング利用による振込手数料となります。事業者向けのインターネットバンキング利用による振込手数料以外を差引く場合は、当行にお申出ください。

#### 6．資金決済口座

総合振込の資金決済口座は、お客さま名義の当座預金または普通預金とし、当行所定の書面により当行に届出るものとします。資金決済口座を変更するときも、当行所定の書面により当行に届出てください。

#### 7．振込依頼内容の訂正・組戻

振込依頼内容の訂正・組戻は、基本サービス利用規定第3条5によるものとします。

#### 8．振込依頼内容の照会と振込資金の返却

振込依頼内容の照会と振込資金の返却は、基本サービス利用規定第3条6によるものとします。

#### 9．総合振込の取消

お客さまが当行にデータ伝送サービスを利用して依頼された総合振込については、当行が振込明細を受信した後は、取消できませんのでご了承ください。

### 第3条（給与振込サービス）

#### 1．内容

当行はお客さまからの依頼によるデータ伝送サービスを利用した給与・賞与等(以下「給与」といいます。)の振込事務を受託します。なお、振込先として指定できる金融機関は、当行の国内本支店および当行が給与振込の提携をしている他の金融機関の国内本支店とします。

#### 2．振込指定日

振込指定日は、銀行窓口の営業日を指定してください。

### 3 . 振込依頼手続

給与振込の手続は当行所定の送信可能期限内に当行所定の方法で行ってください。当行所定の時間を過ぎたときは、振込処理ができませんのでご了承ください。なお、当行は変更日の1ヶ月前までに当行のホームページに掲載することにより、送信可能期限を変更することがあります。

### 4 . 振込資金

振込資金は、振込指定日の前営業日の14時までに資金決済口座に入金するものとします。

### 5 . 資金決済口座

給与振込の資金決済口座は、お客さま名義の当座預金または普通預金とし、当行所定の書面により当行に届出るものとします。資金決済口座を変更するときも、当行所定の書面により当行に届出てください。

### 6 . 振込依頼内容の訂正・組戻

振込依頼内容の訂正・組戻は、基本サービス利用規定第3条5によるものとします。

### 7 . 振込依頼内容の照会と振込資金の返却

振込依頼内容の照会と振込資金の返却は、基本サービス利用規定第3条6によるものとします。

### 8 . 給与振込の取消

お客さまが当行にデータ伝送サービスを利用して依頼された給与振込については、当行が振込明細を受信した後は、取消できませんのでご了承ください。

### 9 . 支払開始時期

給与受給者（振込受取人）が給与振込金を引き出せる時期は、振込指定日の午前10時からとします。

### 10 . 手数料

(1)他行宛給与振込の受付にあたっては、当行所定の給与振込取扱手数料(他行宛) (消費税を含みます)をいただきます。

(2)振込明細の送信が当行所定の時間内に行われなかった場合、当行所定の振込手数料(消費税を含みます)をいただきます。ただし、振込手数料をいただくときは、他行宛給与振込手数料はいただきません。

## 第4条（預金口座振替サービス）

### 1 . 内容

当行はお客さまからの依頼によるデータ伝送サービスを利用した口座振替事務を受託します。なお、引落指定口座は当行の国内本支店の当座預金および普通預金とします。また、口座振替の受付にあたっては、当行所定の口座振替手数料(消費税を含みます)をいただきます。

### 2 . 資金決済口座の預金種目

振替済資金の資金決済口座(入金口座)は、お客さま名義の当座預金または普通預金とし、当行所定の書面により当行に届出てください。資金決済口座を変更するときも、当行所定の書面にて当行に届出てください。

### 3 . 振替指定日

振替指定日は銀行窓口の営業日を指定してください。

### 4 . 口座振替依頼手続

口座振替の手続は当行所定の送信期限内に、当行所定の方法で行ってください。

当行所定の時間を過ぎたときは、口座振替処理ができませんのでご了承ください。なお、当行は変更日の1ヶ月前までに当行のホームページに掲載することにより、送信可能期限を変更することがあります。

### 5 . 口座への入金

当行は、振替日に請求明細に記載の金額を、指定口座から払い出し、これを取りまとめて当行所定の方法によりお客さまの預金口座に入金します。

6 . 引落済および引落不能の通知当行は、振替済となった振替請求の件数・金額と、振替不能となった振替請求の件数・金額をデータ伝送の明細に記録することによりお客さまに通知します。

なお、振替不能となった請求については当該請求明細に不能理由を記録します。

#### 7 . 口座振替の一部停止

お客さまが当行にデータ伝送を利用して依頼された口座振替について、その一部の口座振替処理を停止する取扱は当行がやむを得ないと認めた場合に限り、当行所定の手続にて受付けるものとします。この場合、当行所定の口座振替中止依頼手数料(消費税を含みます)をいただきます。

#### 8 . 口座振替の取消依頼

お客さまが当行にデータ伝送を利用して依頼された口座振替については、当行が口座振替預金明細を受信した後においては、取消できませんのでご了承ください。

### 第5条 ( 地方税納入サービス )

#### 1 . 内容

当行はお客さまからの依頼によるデータ伝送サービスを利用した特別徴収地方税の納付事務を代行します。また、地方税納付の受付にあたっては、当行所定の税金、公共料金等収納手数料(消費税を含みます)をいただきます。

#### 2 . 資金決済口座

地方税納付の資金決済口座はお客さま名義の普通預金または当座預金とし、当行所定の書面により当行に届出るものとします。資金決済口座を変更するときも、当行所定の書面により当行に届出てください。

#### 3 . 納付資金

納付資金は納付指定日の前営業日の正午までに資金決済口座に入金するものとします。

#### 4 . 納付指定日

納付指定日は、毎月10日(銀行休業日の場合は翌営業日)とします。

#### 5 . 納付手続

納付の手続は当行所定の送信期限内に当行所定の方法で行ってください。当行所定の時間を過ぎたときは、納付処理ができませんのでご了承ください。

なお、当行は変更日の1ヶ月前までに当行のホームページに掲示することにより、送信可能時限を変更することがあります。

#### 6 . 地方税納付の取消

お客さまが当行にデータ伝送サービスを利用して依頼された地方税納付について、当行が納付明細を受信した後においては、取消できませんのでご了承ください。

なお、金額等の変更がある場合は、お客さまが納付先の市区町村との間で協議してください。

### 取引明細 FAX 通知サービス利用規定

#### 第1条 ( 取引明細 FAX 通知サービス )

##### 1 . 内容

お客さまが当行へ届出のサービス指定口座のうちお客さまが指定した口座の取引明細をあらかじめ登録した FAX 番号へ通知するサービスをいいます。

##### 2 . 取引明細通知後の取消・変更

お客さまからの申込みに基づいて当行が通知した取引明細は、当行が証明するものではなく、回答後であっても、必要により、当行が変更または取り消し等を行う可能性があります。このような変更または取り消しのために生じた損害について、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

##### 3 . 証券類の入金通知

証券類(手形・小切手・配当金領収書等)で直ちに取立可能なものは証券類の受入日に入金記帳し、通知いたします。

また、直ちに取立できないもので当行代金取立規定による「期日入金手形」扱いのものは、当該証券類の交換呈示日に資金決済されるものとして通知いたします。

なお、上記いずれの場合にも当該証券類が不渡りとなった場合には入金を取り消しいたします。

#### 4. 取引明細の再通知

通知済みの取引明細の再通知は行いません。但し、通知中に通知完了の信号が確認できなかった場合、最初の取引明細から再度、通知いたします。

以上